

「新住宅市街地開発法施行規則の一部を改正する省令案」について

・改正の背景・目的

新住宅市街地開発事業における良好な住宅市街地の早期形成と円滑な事業実施を図る観点から新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令(以下「政令」という。)の制定を予定していますが、政令の施行(平成18年10月上旬予定)にあわせ、必要となる手続等を定めるため、新住宅市街地開発法施行規則(昭和38年建設省令第25号)について次のとおり所要の規定を整備する予定です。

・改正内容

1. 建築条件付宅地分譲方式の民間卸しに関する規定の整備

政令により、新たに導入する建築条件付宅地分譲方式の民間卸しにおいて、住宅の建設工事の請負代金に対する適正な価額は、住宅の建設に要する費用等の必要経費に適正な利潤を加えた額とする。

2. 事前確認制度の規定の整備

法第32条第1項の都道府県知事承認につき、民間卸し事業者が既に建設した集団住宅及びその敷地をエンドユーザーに譲渡する場合の手続として、政令により、新たに導入する事前確認制度において、住宅及びその敷地の譲渡価額が適正な価額であることを確認するため、確認申請書に記載すべき事項として、住宅及びその敷地の譲渡予定価額等を定める。

・施行期日

公 布 平成18年9月上旬

施 行 平成18年10月上旬